

再犯防止推進ハンドブック



～「安全に安心して暮らせる愛知」の実現に向けて～

はじめに

～ハンドブックの目的～

犯罪や非行をした人の中には、仕事や住居がない、薬物等への依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。新たな生活環境の中で相談相手がおらず、地域社会から孤立してしまうことにより、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまうことも少なくありません。

このハンドブックは、犯罪や非行の背景について説明するとともに、民間支援者の声や支援事例を掲載することで、罪を犯した人等を取り巻く環境について知ることができるものとなっています。

また、この度策定した「第二次愛知県再犯防止推進計画」に基づく取組を推進するためには、行政や民間支援者のみならず、県民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

このハンドブックが、県民の皆様とともに「安全に安心して暮らせる愛知」の実現に向けた一助になれば幸いです。

2026年3月

愛知県防災安全局県民安全課

目 次

第1章 再犯防止の必要性

1 再犯防止ってなぜ必要？	1
2 社会復帰までの流れ	3
○成人による刑事事件の流れ	3
○非行少年に関する手続の流れ	4
3 刑務所での処遇について	5
4 少年院での処遇について	6
5 社会内での立ち直り支援について	7
6 第二次愛知県再犯防止推進計画について	9

第2章 支援機関の紹介等

1 民間支援者の声	11
① 保護司 藤條 充 さん	11
② 協力雇用主 野々山 賢一 さん	13
③ 再非行防止サポートセンター愛知理事長 高坂 朝人 さん	15
2 支援事例	17
① 80代男性、元気な高齢者のケース	17
② 50代女性、障害者のケース	19
③ 元非行少年のケース	21
④ 30代男性、就労支援のケース	23
3 再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧	25

愛知県内の刑法犯認知件数は、「あいち地域安全戦略」に基づく継続的な取組により、ピークであった2003年の約4分の1にまで減少していますが、直近では増加傾向にあり、厳しい犯罪情勢となっています。

また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、依然として約5割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止施策を更に推進していくことが重要です。

刑法犯により検挙された人のうち、約半数が再犯者であり、再犯を防止することが「安全に安心して暮らせる愛知」につながります！



愛知県内の刑法犯検挙人員・再犯者率の推移 (出典 法務省大臣官房秘書課)

犯罪や非行の背景には、罪を犯した人等が抱える「困難」、「生きづらさ」があり、この「困難」、「生きづらさ」を社会から取り除く必要があります。そのためには、国、県、市町村、関係機関及び民間団体などの多機関連携による、**地域社会における「息の長い」支援が必要**です。

【犯罪や非行の背景】

孤独

適切な相談者が身近にいないことで、適切な支援につながりにくい。

依存症

薬物、アルコール、ギャンブルなどの様々な依存症から抜け出す方法を知らず、適切な治療が受けられない。

高齢・障害

高齢のため仕事に就けないことが多い。
障害を抱えており、仕事が見つかりにくい。

貧困

住居がないことで、各種福祉サービスを受けられない。
仕事が長続きせず、生活に困窮してしまう。

国・県・市町村・関係機関及び民間団体などの多機関連携による支援

【刑事司法関係機関の支援】

- 刑務作業・職業訓練 
- 薬物などに関する指導
- 福祉サービス・就労へつなぐ支援
- 保護観察（指導監督・補導援護）
- 地域援助等 

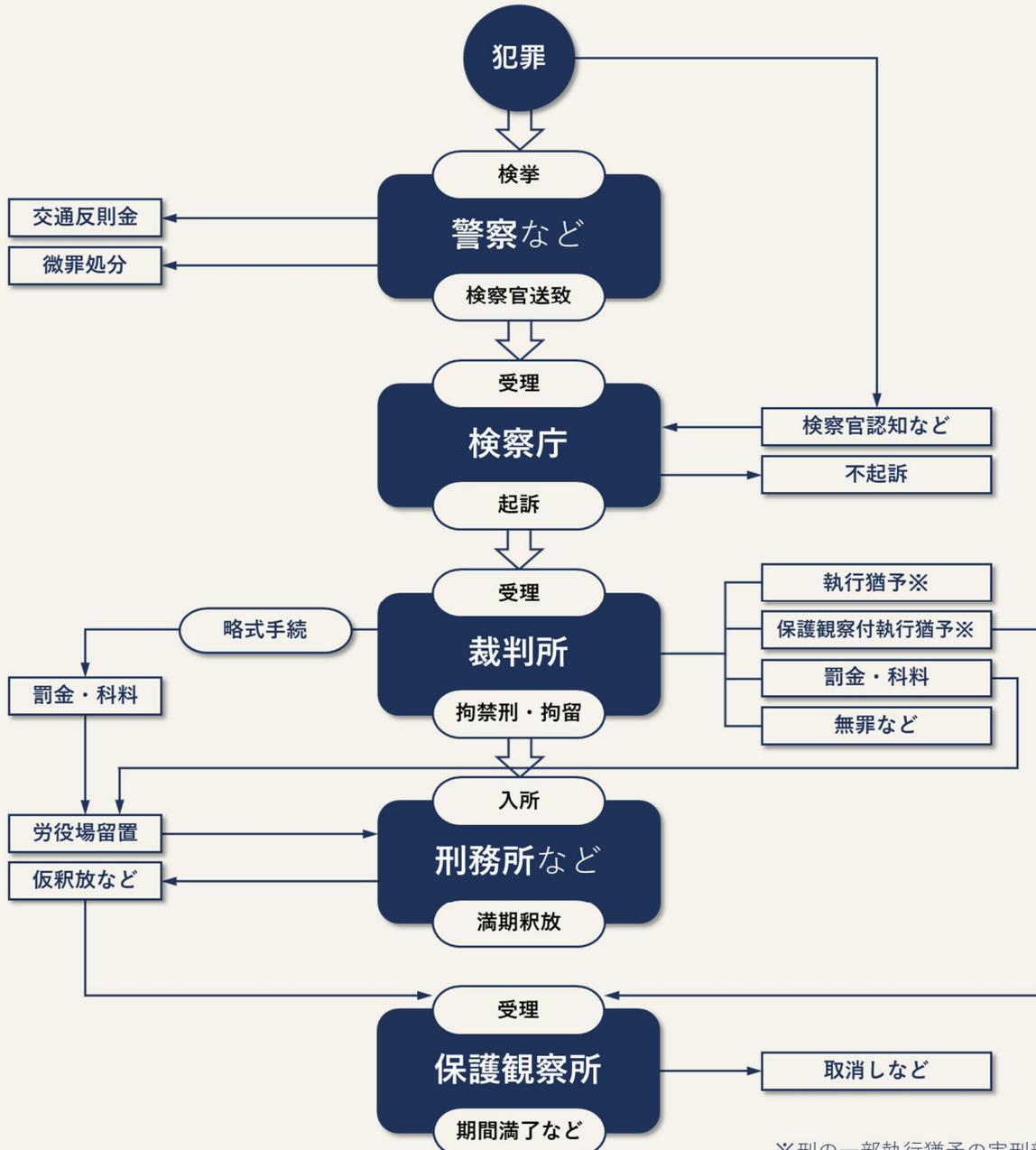
【地域社会における支援】

- 就労の確保 
- 住居の確保 
- 福祉サービスの提供 
- 就学支援 

社会復帰

再犯防止について考えるにあたり、まずは、犯罪や非行をした人に対する刑事手続の流れから、矯正施設内と社会内での処遇について、見ていきましょう。

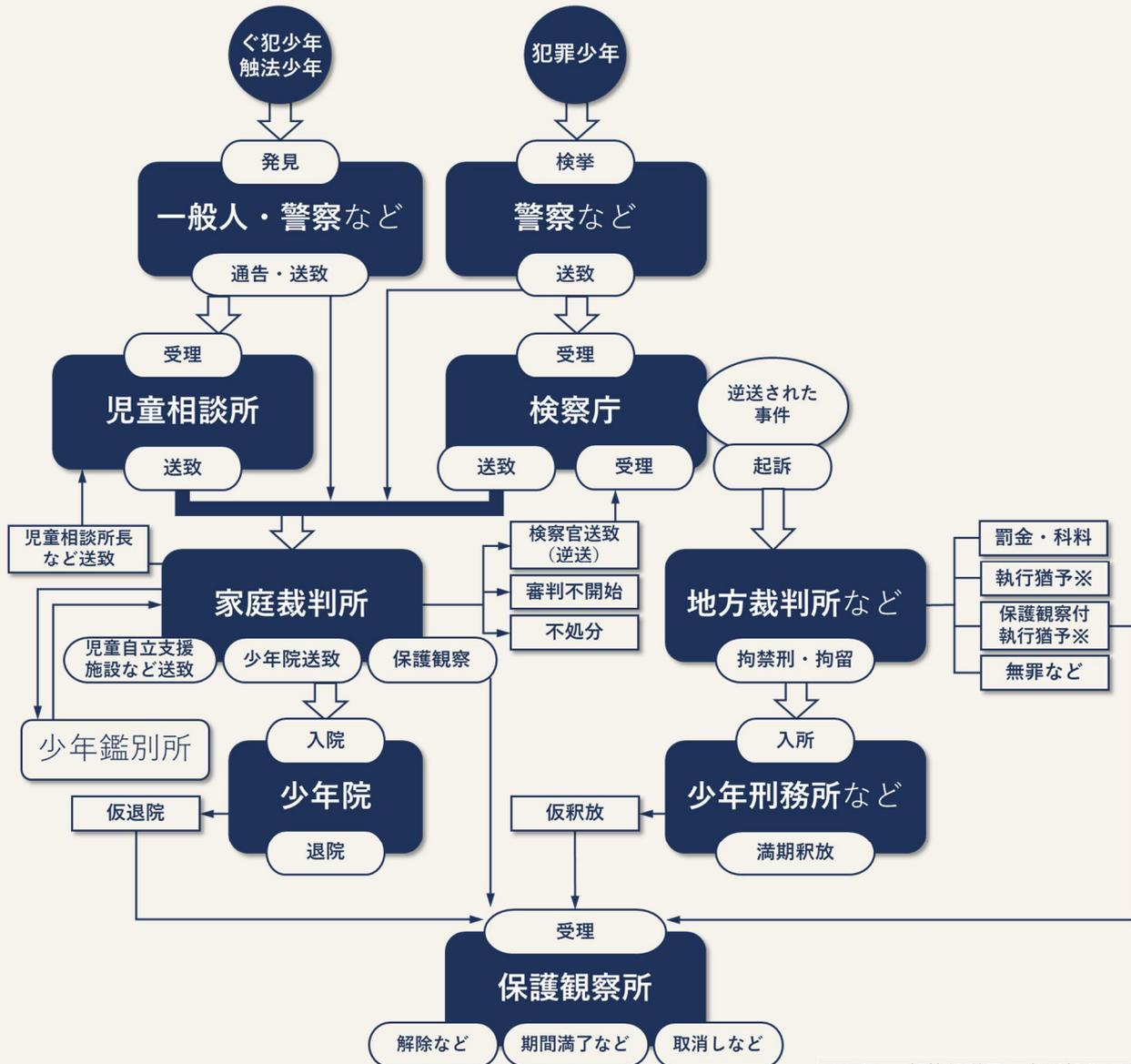
○成人による刑事事件の流れ



【出典：法務省大臣官房秘書課】

※刑の一部執行猶予の実刑部分の刑期終了後のものも含む

○非行少年に関する手続の流れ



※刑の一部執行猶予の実刑部分の刑期終了後のものも含む

【出典：法務省大臣官房秘書課】

用語

少年とは、20歳に満たない者を意味し、
 家庭裁判所の審判に付される非行のある少年は、
 (1)犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）
 (2)触法少年（14歳未満で(1)に該当する行為を行った少年—14歳未満の少年については刑事責任を問わない）
 (3)ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年）

に区別されます。

(参考元)検察庁 Web ページ「少年事件について」

刑務所での処遇について、どんなことをしているか聞いてみましょう。



刑務所って何をする施設？



刑務所（少年刑務所を含む。）は、主として受刑者を収容し、その改善更生を図り、**社会生活への適応性を付与するための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に向けた働き掛けを行う施設**です。



具体的にはどんなことをしているの？



受刑者の資質や環境を調査した上で、**改善更生のための目標を定めた指導**を行っています。また、**刑法の改正（2025年6月施行）**により「**拘禁刑※1**」が創設され、これまでの作業中心の処遇から、**受刑者一人一人の特性や課題に合わせた柔軟な処遇が可能**となりました。これにより、勤労意欲などを高める「**刑務作業**」だけでなく、犯罪の責任を自覚させる「**改善指導**」や学力向上のための「**教科指導**」の中から、**その人の立ち直りに最も必要なものを組み合わせて重点的に実施**できるようにになっています。



他にはどんなことに取り組んでいるの？



貧困や病気、障害などの生きづらさを抱える受刑者に対しては、地方公共団体や民間団体等と連携し、就労・住居の確保といった**福祉的支援**にも取り組んでいます。

用語

※1 拘禁刑

受刑者に対する「懲らしめ」を目的としてきた刑罰である懲役と禁錮を廃止し、社会復帰に向けた「立ち直り」に軸足を移す目的として2025年6月に創設されたもの。

（参考元）第二次愛知県再犯防止推進計画

次に、少年院での処遇について、どんなことをしているか聞いてみましょう。



少年院って何をする施設？



少年院は、主として家庭裁判所において少年院送致の保護処分を付された少年を収容し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的として、**矯正教育や社会復帰支援等を行う施設**です。



具体的にはどんなことをしているの？



少年院ごとに在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の進捗等に応じて教育内容が定められており、**在院者一人一人の特性に応じたきめ細かな矯正教育**を行っています。**矯正教育**は、犯罪的傾向を正し、健全な心身を培い、社会生活に必要な知識及び生活態度の習得を目的として、**生活指導**※2、**職業指導**※3、**教科指導**※4、**体育指導**※5 及び**特別活動指導**※6を実施しています。

また、**少年法等の改正（2022年4月施行）**を踏まえ、新たに原則18歳以上の全ての在院者を対象に、大人としての自覚を持たせ、社会生活に必要な知識・能力を身に付けさせる**新たな教育プログラムを導入**したり、**社会のニーズに対応した職業指導種目を設定**するなど、矯正教育の充実に取り組んでいます。



他にはどんなことに取り組んでいるの？



社会復帰支援として、就労・修学支援の実施や関係機関と連携した帰住調整、障害者手帳の取得等の**福祉的支援**も実施しています。

用語

※2 生活指導：善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得

※3 職業指導：勤労意欲の喚起、職業上有用な知識・技能の習得

※4 教科指導：基礎学力の向上、義務教育、高校卒業程度認定試験 受験指導

※5 体育指導：基礎体力の向上

※6 特別活動指導：社会貢献活動、野外活動、音楽の実施

(参考元) 法務省 Web ページ「少年院」

続いて、社会内での立ち直り支援について、どういうものなのか聞いてみましょう。



社会内での立ち直り支援ってどんなことをするの？



犯罪をした人や非行のある少年に対して、社会の中で立ち直り支援を行うことにより、再犯や非行を防ぐことはもとより、これらの人たちが**自立し改善更生**することを助けることで、**社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進しようとする**ものです。これを「**更生保護**」と言い、少年院や刑務所などの施設内処遇との対比において、「**社会内処遇**」とも言われています。社会内処遇は、保護観察官と保護司が協働する保護観察を中心に行われます。

また、**更生保護法の改正（2023年12月施行）**により、「**更生保護に関する地域援助**」と「**刑執行終了者等に対する援助**」の制度が開始され、**保護観察等を終えた人への援助**も行われています。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域の方々から更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。



保護観察ってどんなことをするの？



保護観察とは、保護観察官及び保護司が協働して、**面接等**により**保護観察対象者と接触**を保ち、その行状を把握するとともに、決められた**約束事（遵守事項）**を守るよう**指導（指導監督）**し、また、**自立した生活を営むことができるように**するため、**必要な支援（補導援護）**を行うものです。

保護観察は、①家庭裁判所で保護観察に付された少年、②少年院から仮退院を許された少年、③刑務所から仮釈放を許された人、④裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人が対象となります。保護観察の対象者は、全国で年間約5万5,000人（愛知県は年間約3,300人）となっています。



更生保護に関する地域援助や刑執行終了者等に対する援助って
どんなことをするの？



保護観察所は、**保護観察歴の有無にかかわらず**、過去に犯罪や非行をした人、その家族や地域の支援機関等の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う「**地域援助**」を実施しています。
また、刑務所や少年院といった矯正施設に入所したことがある人たちは、自力で部屋や仕事が探せないことがある等、様々な生きづらさを抱えています。保護観察所は、「**刑執行終了者等の援助**」として、これらの人の改善更生のために援助が必要と認められるときは、支援を行う関係機関・団体を調整し、その後も彼らと定期的な接触を図りながら、**地域のなかで安定した生活を送れるよう援助**を行っています。



更生保護を支える民間ボランティアにはどんな人がいるの？



非常勤の国家公務員（無給）である**保護司**は、保護区ごとに組織される保護司会の一員として、社会奉仕の精神をもって、保護観察になった人の**立ち直りや犯罪予防活動**などの**地域活動**にも従事しています。
このほか、犯罪をした人たちの**更生支援活動**などを行う女性の集まりである**更生保護女性会**、兄や姉のような身近な存在として接し、少年の自立を支援する「**ともだち活動**」などの活動を行う**BBS会**、犯罪をした人や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力することを目的として、それらの人を**雇用**し、又は**雇用しようとする事業主**である**協力雇用主**などがあり、それぞれの役割に応じて活動しています。

Topic

2025年12月に成立した、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律では、保護司の担い手の確保や安全確保が国の責務となり、地方公共団体による保護司や保護司会への協力が努力義務となりました。また、民間企業等が保護司である従業員へ配慮することが努力義務となりました。

○計画の趣旨

第一次愛知県再犯防止推進計画（計画期間 2021 年から 2025 年度まで）に基づく取組の成果・課題を踏まえた上で、愛知県内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「第二次愛知県再犯防止推進計画」（計画期間 2026 年度から 2030 年度まで）を策定しました。

○基本的な方向性

- ・県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整えます。
- ・これまでの取組の成果や課題を踏まえ、保護司の担い手の確保や就労支援、福祉支援や住居支援などに引き続き取り組むとともに、保護司の安全確保や多様な業種の協力雇用主の確保など、社会情勢に対応した取組をより一層推進します。
- ・更生保護法の改正（2023 年 12 月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025 年6月施行）による拘

禁刑の導入、保護司法等の改正（2025年12月成立）による**保護司の安全確保策の強化**など、**新たな動きに対応した取組を実施**します。

- ・犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**社会復帰に向けた息の長い支援を実現**するため、市町村における再犯防止の取組を推進するとともに、**地域における支援ネットワークの構築**を進めます。

「第二次愛知県再犯防止推進計画」では、6つの施策の柱を掲げ、「**安全に安心して暮らせる愛知**」の実現に向け取り組みます。

安全に安心して暮らせる愛知

I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化

II 就労・住居の確保

III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等